木更津市情報公開総合推進審議会会長 小 林 伸 一 様

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて(諮問) 下記のことについて、木更津市情報基本条例(平成15年木更津市条例第2号)第15条第2 号の規定により諮問します。

令和4年5月31日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

記

1 諮問事項

- (1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号) による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「新法」という。)第89条第2項による手数料に関する規定の適否について
- (2) 新法第60条第5項による条例要配慮個人情報に関する規定を設けないことについての適否について
- (3) 新法第75条第5項の規定により個人情報取扱事務届出を引き続き作成し、公表することの適否について
- (4) 新法第78条第2項の規定による木更津市情報公開条例(平成12年木更津市条例第4号。 以下「情報公開条例」という)における開示情報と不開示情報との調整の必要性について
- (5) 新法第108条の規定による開示決定の期間の短縮に関する規定を設けないことについて の適否について

2 諮問趣旨

別紙のとおり

別 紙

1 諮問の背景

令和3年の法改正により、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されます。

地方公共団体の個人情報保護制度は、個人情報保護法に一本化され、新法は、地方公共団体の機関(議会については適用除外)に直接適用されるため、当市におきましても木更津市個人情報保護条例(平成11年木更津市条例第4号。以下「条例」という。)を令和4年度中に改廃し、例えば新たに木更津市個人情報保護法施行条例を制定する必要があります。

地方公共団体の個人情報保護制度については、多くの自治体が国の制度化よりも先に条例により制度を作ってきました。本市の条例も国に先駆けて制定しており、制定時は、コンピュータに個人情報が大量に収集され、蓄積され、利用されはじめている中、個人情報が本人の知らないところで広範に利用されていることへの不安や、誤った情報の流通などによりプライバシーが損なわれた場合は容易に回復されないことへの不安など、個人情報保護の制度化の必要性が高まり、条例を制定した経緯があります。現在では、さらに情報化が進み、その当時と比べると膨大な量の個人情報を収集、蓄積、利用しており、国においても個人情報保護制度が確立されているなど、個人情報保護制度を取り巻く環境も大きく異なっております。

個人情報保護制度につきましては、今後は個人情報保護法に移行いたしますが、その中でも 条例で定めることが法律上必要な事項、条例で定めることが法律上認められている事項等につ いて、木更津市ではどのようにしていくのが適切であるか審議会の意見を伺うものであります。

2 諮問の趣旨

① 諮問事項(1)について

新法では、手数料の額について、実費の範囲内において条例で定めることとし、額についてはできる限り利用しやすい額とするよう配慮することを義務付けています。

国では開示の請求に係る手数料は300円、写しの交付に係る手数料は無料としていますが、現行条例では、個人情報の閲覧による開示の請求に係る手数料は無料、写しの交付に係

る手数料は1枚あたり10円としています。

本市は、現行条例と同様に、個人情報の閲覧による開示の請求に係る手数料は無料、写しの交付に係る手数料は1枚あたり10円の手数料を定めることを考えていますが、その適否について審議会の意見を伺うものです。

② 諮問事項(2)について

新法で定められている要配慮個人情報に加え、地域の特性その他の事情に応じ、条例で定めることにより「条例要配慮個人情報」を定めることができます。

本市は、新法が要配慮個人情報として定めていない事項について、現時点において条例要 配慮個人情報を定める規定を設けないことを考えておりますが、その適否について審議会の 意見を伺うものです。

③ 諮問事項(3)について

新法では個人情報ファイル簿を作成し、公表する必要があります。これに加え、条例で定めることで、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないとされています。

現行条例では、個人情報を取り扱う際は個人情報取扱事務届出を作成し、公表しております。

そのため、本市は、個人情報ファイル簿に加え、個人情報ファイルとは別の個人情報の保 有の状況に関する事項を記載した帳簿(個人情報取扱事務届出)を作成し、公表することを 考えておりますが、その適否について審議会の意見を伺うものです。

④ 諮問事項(4)について

新法へ移行することに伴い、新法に定める開示決定に係る不開示情報と情報公開条例で定める不開示情報とが異なる場合があります。その場合、情報公開条例で開示となる事項について、 条例では不開示となる場合が生じるなどの不合理が生じてしまいます。

そのため、情報公開条例の規定により不開示としていない情報又は不開示としている情報は、 条例で定めることにより開示又は不開示とすることができます。

本市は、新法に移行するにあたり、新法が不開示としている情報又は不開示としていない情報について、情報公開条例と不合理が生じることはないと考え、開示情報及び不開示情報を調整する規定を設けないことを考えておりますが、その適否について審議会の意見を伺うものです。

⑤ 諮問事項(5)について

新法では、開示請求・訂正請求・利用停止請求の手続及び審査請求の手続に関し、新法に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされており、開示の決定に係る期限については、開示の手続に関する事項であるため、新法の範囲内で短縮することが許容されています。

本市は、開示の決定に係る期限について、法の規定のとおり30日とし、期限を短縮する規 定を設けないことを考えておりますが、その適否について審議会の意見を伺うものです。